

景観形成基準チェックシート（建築物・工作物）

届出者	
行為の場所	
周辺景観の特性	

【千代尼通り大町】（まちづくり景観形成基準）

項目	住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	配慮・措置の内容	※適否
土地利用及び建築物等に関する事項			
高さの制限	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の最高高さは、敷地地盤面より 31m 以下とする。 		
又は建築物等の形態 意匠の制限	(1) 建物の外観（ファサード）は落ち着いた色調を基調とし、品位やグレード感のある街並みの演出に配慮する。		
	(2) 屋外に設ける建築設備（空調機器の室外機、オイルタンク）等は、設置位置や目隠しなどを工夫し、景観に配慮する。		

【千代尼通り大町】（景観法に基づかないその他の基準）

項目	その他の基準	配慮・措置の内容	※適否
独自性ある活動	<ul style="list-style-type: none"> 千代尼通り全体で掲げた目標や方針を実現するための事項を遵守するとともに、本地区まちづくり計画に定められた次の内容に基づき、魅力あるまちづくり・商店街づくりのための活動を行う。 		
	(1) 活力と魅力あふれる個店からの賑わいづくり 店主のこだわりが感じ取れる個性ある店づくりをめざし、人と人とのふれあいを大切にし、常に情報収集と研鑽に努め、魅力ある品揃え・店作りに励む。		
	(2) 文化の香りと季節を演出する訪れたいくなるまちづくり 四日市・八日市の町名のとおり、旧北国街道沿いで古くから市の立った場所である歴史的背景を生かしたイベント等を催し、個性豊かで賑わいのある商店街を形成する。 また、夏の風物詩の七夕装飾や歩道照明灯共架のフラッグ等で四季を演出し、花のプランター等を設置して四季の彩を添える。		
	(3) 来街者が滞在できる空間づくり 歩道上の雨や日差しを和らげるために、各店舗先に庇（テント地）を設置するとともに、ベンチ等を設けてやすらぎの空間を創造する。		

項目	その他の基準	配慮・措置の内容	※適否	
土地利用及び建築物等に関する事項				
用途の制限	<ul style="list-style-type: none"> 次に掲げる建築物等を建築若しくは営業してはならない。 			
	(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に定める「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」			
	(2) 建築基準法別表第2（ほ）項第2号に規定するマージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの			
	(3) 建築基準法別表第2（ほ）項第3号に規定するカラオケボックスその他これらに類するもの（コンテナ形式）			
	(4) 倉庫業を営む倉庫 (5) 畜舎			
又は建築物等 の意匠の制限	建築物等	<ul style="list-style-type: none"> 建物出入口及び店内等は、バリアフリーに努める。 		
	屋外広告物等	<ul style="list-style-type: none"> 屋外広告物は法令等を遵守したうえで自家広告のみとし、地域の景観に配慮した素材やデザインで、建物、店舗や街並みとの調和、品位やグレード感等に配慮する。 		
土地及び建築物等に関する規定	<ul style="list-style-type: none"> 本地区における土地及び建物利用について、良好なまちづくりを推進するため、住民等は次に掲げる事項に努める。 			
	(1) 建物の改装、改築を行う場合は事前に千代尼通り大町地区まちづくり協議会（以下「協議会」という）に諮るものとする。			
	(2) 建物を除去又は空き家とする場合、地権者は行為に着手する前に協議会に届け出るものとする。			
	(3) 新規に出店する場合は、協議会に諮るものとする。			
	(4) 個店を建替える場合、個店駐車場・駐輪場の確保に努める。 (5) 個店の駐車場を本地区において相互利用できるように努める。			
歩道上の庇に関する規定	<ul style="list-style-type: none"> 歩道上の庇の設置については、品位やグレード感のある統一的街並みの演出及び来街者の雨除け、商品の劣化防止の日除け等のため、次に掲げる事項を遵守のうえ、設置に努める。なお、本地区仕様の詳細については別に定める。 			
	(1) 庇は、歩道上より最低高さ 2.5m以上、出幅 1.5m以内で、構造は伸縮格納ができる可動式のものとし、加えて意匠に留意し、街並み修景を損なうことのないものとする。			
	(2) 庇の前垂れ部分には、個店及び商店街の魅力をPRするため協議会の了承を得た大きさ、色彩、デザインの店名ロゴ等を施すことができるものとする。			

項目		その他の基準	配慮・措置の内容	※適否
地区施設利用に関する事項		<ul style="list-style-type: none"> 本地区における共有・共同施設については、住民等が積極的に日常の維持・管理に努める。 		
その他事項	相互協力	(1)本地区の住民等はお互い協力してまちづくりの推進に努める。		
		(2)本地区の住民等は町内会、大町商店街協同組合等には積極的に加入、参加し活動に努める。		
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 本地区が美しく、安全な空間であり続けるよう、住民等は次に掲げる事項に努める。 		
		(1)歩道上に公共設置物以外の設置物を一時置く場合は、法令に基づく手続きを取ったうえで、通行や視界の確保、景観等に十分に配慮する。		
		(2)自店客の自転車の整理には十分配慮し、指定場所等以外に自転車を放置しないよう管理に努める。		
		(3)定期的に本地区の美化清掃に努める。		
		(4)積雪時は、歩道の安全な通行の確保に努める。		
(5)協議会は、千代尼通り大町地区まちづくり協定に対し、見直しの必要性を協議することができる。				

備考

1. 配慮・措置の状況については、できる限り具体的に記述してください。
2. ※欄は記入しないでください。